(表面)

児童手当一受給事由消滅届									提	丑	上年	J] 日		※受	:付	確認	年月	目				
安中市	長		殿										令和	1	•		•		令和		•		•
(ふりがた 氏名 (法人名等	等)														生生	F	月日		昭和 平成		•		•
住所 (法人の主 事務所の所名	たる	₹		_									電話				()				
消受 (該もでく) し事 る O でく () でく () でんい	2 3 4 5 6	給給成母童 りりりた	がが後定つ亡護計計本量のがが後者いししるを目上す	也 見 見 ぎ ぃ ~ ~ を 昼 国 自 し巾 産 人 で て た な 同 群 内 立	下 出 ご よ 、 、 、 、 、 、 、 と も に 活 下 れ た く な の こ っ し た 再 援	付きなの事たなをを	野ること (が な す し な な)	なを含な 己童 じた	む)った生計	にも単を維	出身持ず	任のつる父	は日等	る	帰国) を		7 入	所若	し、	くは〉	入院	£L.
6の場合 海海 海滅事											令和				•	•					•		
備考										1													
裏面の注※印の欄字は、楷	は、記	入し	なし	ハで	くだ	さい	۰,			٤٧١،													

(日本産業規格A列4番)

注意

- 1 受給者が他の市町村(特別区を含みます。)に住所を変更したことにより児童手当の受給 事由が消滅した場合で、その住所の変更について、転出届に児童手当の受給者であること を書いて提出した場合には、この届は提出する必要はありません。なお、6の⑦又は7を ○で囲んだ場合は、()内にその理由を具体的に記入してください。
- 2 全ての児童が 18 歳に達する日以後最初の 3 月 31 日を経過したことにより、児童手当の 受給事由が消滅した場合、この届を提出する必要はありません。
- 3 「生年月日」の欄は、受給者が法人である場合は記入する必要はありません。
- 4 6の⑥は、児童自立生活援助、委託又は児童福祉施設等への入所若しくは入院が2月以内の期間を定めて行われたものである等一定の要件に該当する場合は該当せず、この届を提出する必要はありません。

備考

- 1. 必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。
- 2. 受給資格者に周知することにより、注意事項を省略することができる。